

【2026年6月17日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／特集第245号 ■
=====

【目次】

1. 中小企業事業者の皆さまへ

高年齢者の労働災害防止のための設備改善等を支援する補助金

～令和8年度「エイジフレンドリー補助金」の受け付けが始まりました～

2. 7月16日開催 第1回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中

テーマは「誰かを支えながら自分も働く地域共生社会～労働者協同組合で広がる 介護・障害・子ども支援～」

3. 「グッドキャリア企業アワード2026」応募受付を開始しました

～従業員のキャリア形成支援に取り組む企業を募集～

4. 「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します

【トピック1】中小企業事業者の皆さまへ

高年齢者の労働災害防止のための設備改善等を支援する補助金

～令和8年度「エイジフレンドリー補助金」の受け付けが始まりました～

労働安全衛生法が改正され、令和8年4月から「高年齢者の労働災害防止のための指針」を踏まえ、高年齢労働者の特性に配慮した必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

この補助金は、高年齢労働者の労働災害防止を目的とした設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助するものです。

補助の対象となる主な取り組みは次のとおりです。

- ・ 専門家によるリスクアセスメントを受ける費用
- ・ リスクアセスメント結果に基づく対策の実施に要する費用
(例：滑りにくい床への改修、手すりの設置、重量物取り扱い作業・介助作業への補助機器の導入、労働者の身体機能の維持向上のための支援等)
- ・ 熱中症対策のための費用

(例: リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、体温を下げるための機能のある服の導入等)

- ・ 労働者の健康保持増進のための取り組みに要する費用

(例: 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等)

なお、効果的に対策を実施するためには、リスクアセスメントの実施が有効です。本補助金では、専門家によるリスクアセスメントに要する費用の補助率は 5 分の 4 と、他の対策(補助率 2 分の 1)よりも高く設定しています。

この補助金を活用して、リスクアセスメントに取り組んでみませんか？

申請受付期間は、10 月 31 日(土)(当日消印有効)です。

なお、予算額に達した場合は、期間内でも受け付けを終了することがあります。

【詳細はこちら】

令和 8 年度エイジフレンドリー補助金

<https://www.jashcon-age.or.jp/>

「高年齢者の労働災害防止のための指針」について(公示)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00010.html

【お問い合わせ】

エイジフレンドリー補助金事務センター

TEL: 03(6381)7507

受付時間: 平日 10:00~12:00、13:00~15:00(恐れ入りますが、12:00~13:00の間はお電話に対応ができません)

土日祝休、8 月 10 日~8 月 14 日(夏季休暇)、12 月 29 日~1 月 3 日(年末年始)を除く

【トピック 2】7 月 16 日開催 第 1 回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中

テーマは「誰かを支えながら自分も働く地域共生社会~労働者協同組合で広がる 介護・障害・子ども支援~」

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事する法人制度です。

高齢者支援、店舗運営、配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、地域づくりや多様な働き方への労働者協同組合の活用をテーマに全4回のセミナーを開催します。

第1回セミナーでは、地域をともに創っていく社会の実現をテーマに、介護・障害・子ども支援などの地域の課題に応える労働者協同組合の実践事例をご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国どなたでも参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

開催日時:7月16日(木)14:00~16:00

【開催内容】

① 労働者協同組合の概要

池田陽平(厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 労働者協同組合業務室長)

② 地域共生社会の実現に向けて

南孝徳(厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室副室長/生活困窮者自立支援室長)

③ 基調講演

「誰かを支えながら 自分も働く 地域共生社会 ～労働者協同組合で広がる 介護・障害・子ども支援～」

講師:堀田聡子氏(慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科教授)

④ 事例紹介

・エイトバードカンパニー労働者協同組合(東京都板橋区)

・労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 仙台地域福祉事業所けやきの杜 みんなの BASE(宮城県仙台市)

⑤ パネルディスカッション

【詳細内容・申し込み方法はこちら】

特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202601

※申し込み締め切り: 7月14日(火)

【トピック 3】「グッドキャリア企業アワード 2026」応募受付を開始しました
～従業員のキャリア形成支援に取り組む企業を募集～

厚生労働省は、「グッドキャリア企業アワード 2026」の応募を受け付けています。

「グッドキャリア企業アワード」とは、従業員の自律的なキャリア形成の支援について、他の模範となる取り組みを行っている企業等を表彰するもので、これまでに118社を表彰しています。

応募いただいた企業等の取り組みについては、学識経験者などで構成する審査委員会
が審査・選定し、10月中旬に表彰企業等を決定します。

表彰企業等の取り組み事例は、11月に実施する表彰式、公式サイト「グッドキャリアプロ
ジェクト」、事例集等で紹介します。

皆さまのキャリア形成支援の取り組みについて、この機会に「グッドキャリア企業アワード
2026」への応募を検討してみませんか。皆さまのご応募をお待ちしています。

【募集期間】

6月1日(月)～7月14日(火)

上記期間中に、エントリー企業向けオンライン説明会を開催します。

【応募方法】

「グッドキャリアプロジェクト」の応募フォームから直接ご応募ください。

<https://www.mhlw.go.jp/career-award/>

【表彰種類】

- ・大賞(厚生労働大臣表彰)(前回は5社を表彰)
- ・イノベーション賞(厚生労働省人材開発統括官表彰)(前回は10社を表彰)

【表彰式】

令和 8 年 11 月下旬に開催予定(詳細は決定次第、発表します)

【お問い合わせ】

グッドキャリア企業アワード 2026 事務局

TEL:03-6257-3116

E-mail:career-award@pasona.co.jp

お問い合わせフォーム:<https://forms.microsoft.com/r/vgZK4gN62B>

【トピック 4】「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します

厚生労働省は、7月2日に、「団体等検定制度についての出張相談会」をオンライン(ウェビナー)併用で開催します。【事前申し込み制・参加無料】

「団体等検定制度」は、民間の団体や企業が独自に行う検定のうち、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。

この相談会では、独自に労働者の職業能力検定を実施している、または、これから新たに検定制度の立ち上げを検討している企業・団体を対象に、「団体等検定制度」の概要に加え、検定制度の立ち上げ方、試験基準の策定手順など、具体的な検定制度の創設支援等の個別相談を受け付けます。なお、当日の相談枠には限りがあります。別日の相談を希望する場合は、出張相談会終了後に日程調整をします。

あわせて、同制度に関連する人材開発支援助成金および教育訓練給付制度の概要についての説明も行います。

制度に関心のある方は、ぜひご参加ください。

今回の相談会は、令和 8 年度に実施を予定している全 5 回の第 1 回目です。

次回は 9 月頃の開催を予定しています。

【開催日時】

令和 8 年 7 月 2 日(木) 14:00~16:00

※オンライン併用

【開催場所】

ホテルグランドヒル市ヶ谷（東京都新宿区市谷本村町 4-1）

【お申し込み先】

<https://forms.office.com/r/sr8UtpJQtF?origin=QRCode>

【詳細はこちら】

令和8年度第1回「団体等検定制度についての出張相談会」を開催します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73452.html

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲▲

厚生労働省（広報室）では、5 つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジンを運用しています。

健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】

<https://x.com/mhlwtwitter>

【Facebook】

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【note】

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/>

【YouTube】

<https://www.youtube.com/user/MHLWchannel>

【LINE】

<https://lin.ee/K4aJjUi>

【WEB マガジン】

https://www.mhlw.go.jp/web_magazine